

諮問日：令和3年7月21日（令和3年度（情）諮問第7号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（情）答申第25号）

件名：京都地方裁判所が保有する，立件取消しが記された判例が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「立件取消しが記された判例がわかる文書（現在に至るまでの判例，全国の裁判所（最高，高裁，地裁，簡易））」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，京都地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，京都地方裁判所長が令和3年3月25日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は，訴訟に関する手続，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について，規則を定める権限を有する（憲法77条1項）。民事訴訟に関する手続については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる（民事訴訟法1条）。この法律に定めるもののほか，民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める（民事訴訟法3条）。「立件取消しに関する文書（基準，処理方法，規則など）」の開示申出に対し，東京高等裁判所長官が上記開示申出に係る文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断は妥当である（平成28年度（情）答申第23

号)。

上記答申においては、立件取消しについて「立件取消しを行うかどうかは、個別の案件ごとに判断されるべきものであるとのことである。」と適示していることから、立件取消しに関する文書（基準、処理方法、規則など）が存在しないなか、立件取消しが判断されていれば、法治国家の根幹を揺るがす不法行為であるので、何らかの裁判がなされていることが推認され、そうすると、「立件取消しが記された判例がわかる文書」が存在するはずであり、作成又は取得していないということはありません。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 立件取消しとは、申立書の体裁をとる書類を受領した裁判所書記官が立件した後、裁判所として応答すべき性質のものでないことが明らかであり訴権又は申立権の濫用であると認められるなどの場合に、裁判官がこれを裁判所に対する苦情申立て又は事務処理上の請願に類するものとして取り扱うのが相当であると判断したときに、司法行政的事務処理の一つとして行なわれる処理である。そうすると、立件取消しは、その性質上、処理方法等について、一般的な基準等を定めることになじまないものと考えられる（平成28年度（情）答申第23号参照）。
- 2 苦情申出人は、そのような一般的な基準が存在しない中、立件取消しの判断がされていれば、法治国家の根幹を揺るがす不法行為であるので、何らかの裁判がされていることが推認され、立件取消しが記された判例が分かる文書が存在するはずである旨主張する。しかし、前記のとおり、立件取消しを行うかどうかは、個別の案件ごとに判断されるべきものであるから、仮に立件取消しが記された裁判例があるとしても、そのような裁判例が分かる文書を司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 立件取消しとは、裁判部において、提出された書類によって取り扱うべき事件として立件したが、後日、立件すべきではないことが判明した場合に当該立件を取り消すことを意味し、立件取消しを行うかどうかは、個別の案件ごとに判断されるべきものであるということが出来る。したがって、立件取消しは、その性質上、処理方法等について、一般的な基準等を定めることになじまないものと考えられる（平成28年度（情）答申第23号参照）。

2 苦情申出人は、立件取消しに関する文書（基準、処理方法、規則など）が存在しないなか、立件取消しが判断されていれば、法治国家の根幹を揺るがす不法行為であるので、何らかの裁判がなされていることが推認され、「立件取消しが記された判例がわかる文書」が存在するはずである旨主張する。

しかし、前記1記載のとおり、立件取消しを行うかどうかは、裁判部において個別の案件ごとに判断されるべきものであり、立件取消しは、処理方法等について一般的な基準等を定めることになじまないものであるから、仮に立件取消しが記された裁判例が存在したとしても、そのような裁判例が分かる文書を司法行政事務に関する文書として作成し、又は取得する必要があるとは認められない。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり，原判断については，京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子